

別表 1

地域福祉活動助成金交付基準

助成金種類	対象団体・事業	助成基準	対象経費
地域福祉活動事業費助成金	福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など ・ 広く一般に参加を呼びかける事業であること ・ 社協が後援をする事業であること	< 上限金額 > <u>5万円まで</u> <u>※助成金額以上で事業を実施すること</u>	対象事業にか かる経費
<u>対 象</u> となる経費	会場費、保険料、郵便料、講師謝礼、印刷代、材料費 等（事業に直接関係のない経費は対象外）		
<u>対象外</u> となる経費	<u>所属会員にかかる飲食費用、領収書等で支払ったことを明確にできないもの</u>		

※滑川市社会福祉協議会からの助成金を受けて事業を実施している旨をチラシ、会報等に明記するなど広報に努めること

※地域福祉活動助成金については、複数団体による協議会等に助成することができる。ただし、当該協議会等で申請した場合については、重複していることとみなし単体での助成はできない

※既に他の助成金等により実施している事業は、助成対象とはしない。

主な対象事業

1. 地域における家事援助等の助け合い活動
2. 地域福祉推進に関する講演会・研修会
3. 高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり・生きがいに寄与する事業
4. その他、地域福祉の推進に資する事業
5. 啓発事業、レクリエーション事業、研修会